

総務部総務課に対する不服申し立てに関する陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 171 号

受理年月日 平成 25 年 9 月 19 日

付託年月日 平成 25 年 9 月 27 日

陳情者
.

陳情原文 行政文書の開示請求は、江戸川区の条例で保護された区民の権利と考えますし、また、不開示や一部開示の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づき異議申し立てができます。

しかしながら、江戸川区は特定行政庁である為、上級庁がなく、江戸川区の決定に不服があっても、江戸川区自身がその不服を認めなければ、区民は裁判を申し立てるほかありません。

また、窓口で普段から業務に従事している所管の職員が、「この文書は存在しません。存在しない物は存在しないので異議申し立てはお受けできません。」等として不当に区民の権利が侵害されることは、あってはならない行為であると考えます。異議申し立てに対する判決は、不当な受け取り拒否をした江戸川区自身が行うのですから、異議申立人の趣旨など却下されるだけです。そこで、「不服があるなら教示に従い裁判を提起ください。」という。しかしながら、一般的に仕事を休み、弁護士に相談し、弁護士費用と裁判費用を負担して、訴訟を提起できる区民は、ほとんどいないはずですが、江戸川区はそれを良いことに、前回陳情した事件のように、開示しなくてはならない文書を開示しない。また、保存しなくてはならない重要な起案文を誤って失くしたという。このようなことがなされている実態について、もう少し踏み込んで議会のなかで協議していただきたく存じます。

納得がいかない場合でも、区民は自営業、会社勤めを問わず、仕事を投げ出して容易に裁判などできないのではないのでしょうか。このようなことが現場で日常のおきているとすれば由々しき事態と考えますし、あってはならない事案であるはずです。また、指摘を受けてから謝罪文を送付したとして簡単に解決できることなのでしょう。法律や条例に対する認識が欠如しているとしか考えられません。

異議申し立ての判決は、すべて総務部総務課法務担当係で決定文を作成しているという。しかしながら、その法務担当係は、異議申し立ての決定をする際に、総務課以外の所管からは文書による事情聴取を実施するが、総務課からは同一の課であるため、特段 文書による事情聴取は実施しないという。すなわち、具体的に何に基づいて決定がなされたのかの説明も証拠も存在しないのです。このような不適正な基準により決定されているのが実態です。

よって、下記のとおり陳情いたします。

(裏面に続く)

記

- 1 江戸川区議会で本件を含む不当な不開示の有無を確認していただきたいと存じます。
- 2 江戸川区の情報公開制度の実施状況は報告されていますが、それに対する異議申し立ての件数と、認容、棄却、却下の裁決も含めて情報公開していただきたいと存じます。
- 3 区民に対して安易に訴訟提起を促す前に、情報公開審査会のいうように職務である開示の際の確認を徹底願いたいと存じます。
- 4 総務部総務課法務担当係で実施している異議申し立ての審査について、江戸川区職員以外の専門職も交えての裁決に改善していただきたいと存じます。